

第 1 部 水俣病の経験と教訓

水俣病とは

水俣病は、熊本県水俣市の新日本窒素肥料(株)(後のチッソ(株)、以下「チッソ」という。)の工場及び新潟県鹿瀬町(現阿賀町)の昭和電工(株)(以下「昭和電工」という。)の工場から排出されたメチル水銀化合物に汚染された魚介類を食べることによって起こった中毒性の神経系疾患です(図1・図2)。

その主な症候としては、感覚障害、運動失調、求心性視野狭窄(きょうさく)、聴力障害等が認められます。また、母親が妊娠中にメチル水銀のばく露を受けたことにより起こった胎児性水俣病等では、成人のものとは異なった病像を示す場合があります。

水俣病は、環境汚染により引き起こされた健康被害であることはもとより、汚染された地域の自然や地域社会全体にも、大きな問題をもたらすことになりました。



図1 水俣病患者発生地域

出典：環境省資料

注：上記の図は概念的なもので、色の濃い地域外で水俣病被害者が存在する可能性を否定するものではありません。

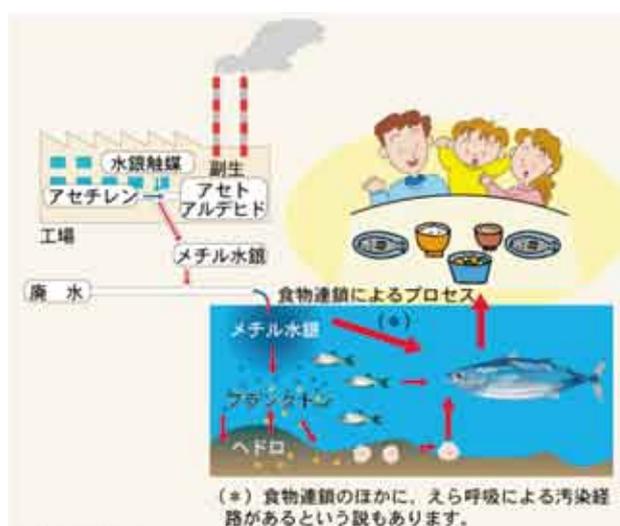


図2 メチル水銀の汚染経路

出典：環境省資料

水俣病の発生と拡大

公害では、その原因の科学的究明が必要となります。ここでは、昭和31(1956)年に水俣病が公式に確認されてから、昭和43(1968)年の政府統一見解により、水俣病の原因が確定されるまでの経緯及びその背景を記述します。

水俣病公式確認

昭和31(1956)年4月、水俣市の月浦地区に住む少女が、手足がしびれる、口がきけない、食事ができないなどの重い症状を訴え、チッソ水俣工場附属病院に入院しました。事態を重くみた同病院の細川病院長は、同年5月1日、月浦地区で脳症状を呈する原因不明の疾病が発生し、患者が入院したことを水俣保健所に報告しました。これが「水俣病公式確認」です。

初期対応

地域では、手足のしびれやふるえ、視野狭窄、難聴、運動失調などの症状の訴えが相次ぐようになりました。中には、寝たきりの状態になったり意識を失ったりするなどの激しい症状の後、亡くなった方もいらっしゃいました。

こうした状況を見て、保健所・医師会・市立病院・チッソ附属病院・市衛生課による水俣市奇病対策委員会が設置され、熊本県は熊本大学に研究を依頼し、厚生省(現、厚生労働省。)は厚生科学研究班を結成するなど、疾病の原因究明が始まりました。

初期の段階においては、原因として伝染病等が疑われましたが、昭和 32(1957)年 3 月には、厚生科学研究班が「現在最も疑われているものは(中略)水俣湾港において漁獲された魚介類の摂食による中毒である。魚介類を汚染していると思われる中毒性物質が何であるかは、なお明らかではないが、これはおそらく或る種の化学物質ないし金属類であろうと推測される。」と報告するに至りました。

このように水俣湾の魚介類を食べることによって水俣病が発生する疑いが出てきたことから、熊本県の行政指導により水俣市漁業協同組合(以下「水俣市漁協」という。)は、昭和 32(1957)年 8 月から水俣湾内での漁獲の自主規制を始めました。また、熊本県は食品衛生法を適用し、魚の捕獲等を禁じるという方針を固め、昭和 32(1957)年 8 月、厚生省に食品衛生法適用の可否を照会しました。これに対し厚生省は、「水俣湾内特定地域の魚介類のすべてが有毒化しているという明らかな根拠が認められないので(中略)適用することは出来ないものとする。」と回答しました。このため、水俣市漁協による漁獲の自主規制が、規制区域を拡大する等により継続されることとなりました。

このころには厚生科学研究班が、原因物質として、セレン・マンガン・タリウムに注目する等、まだ原因物質は特定されていませんでした。

とどめられた原因究明

チッソは、昭和 33(1958)年 9 月、水俣湾の百間港に排出していたアセトアルデヒド製造工程の排水を、一旦「八幡プール」に溜めて上澄みを水俣川河口に放流するように変更しました。その結果、翌年 3 月以降、水俣川河口付近及びそれより北側の地域で新たな患者が発生し、同年 10 月に通商産業省(現、経済産業省)がチッソに対して排水路の廃止等を指示し、同年 11 月には「八幡プール」から水俣川河口への排水は停止されました。

昭和 34(1959)年 7 月には、熊本大学医学部水俣病研究班が「水俣病の原因物質は水銀化合物特に有機水銀であろうと考えるに到った」ことを報告しますが、科学者の中には有機水銀説を支持しない者もいました。

昭和 34(1959)年 11 月 11 日に開催された「水俣食中毒対策に関する各省連絡会議」において、熊本大学から工場排水による有機水銀中毒が考えられるとの報告がありましたが、他の出席者からは、他の同種化学工場の排水では同様の病気が発生していない、無機水銀が有機化する機序が分からないなどの意見が出されました。翌日の厚生省食品衛生調査会では、厚生大臣に対して水俣病の「主因をなすものはある種の有機水銀化合物である。」と答申されるにとどまり、発生源については触れられませんでした。

なお、水俣病の原因を究明するために昭和 34(1959)年 1 月に食品衛生調査会の中に発足していた水俣食中毒特別部会は同年 11 月 13 日に解散しました。

問題の鎮静化

熊本大学が有機水銀説を発表してから、漁民はチッソに対して工場排水の浄化装置の完備や完全浄化設備完備までの操業中止等を要求しました。また、水俣病患者はチッソに対して補償を要求して、チッソ水俣工場正門前での座り込みなどを行っていました。

工場排水の浄化装置については、通商産業省も昭和34(1959)年10月、チッソに対して排水処理施設を完備するように指導しており、同年12月19日にチッソが凝集沈殿処理装置を完成させました。工場排水の浄化装置が完成したというマスコミの報道等もあり、この装置による排水の浄化が期待されました。しかし実際には、この装置は水銀の除去を目的とするものではなく、排水中のメチル水銀化合物の除去効果が無かったことが後に判明しています。

補償問題についても、昭和34(1959)年12月に動きがありました。まず、漁業補償については、昭和34(1959)年12月25日には、チッソと熊本県漁業協同組合連合会の間で、熊本県知事、水俣市長等を構成員とする不知火海漁業紛争調停委員会の調停により補償契約が締結されました。また、水俣病患者への補償については、同年12月30日には、チッソと水俣病患者家庭互助会の間で、同じく調停委員会の調停により、「将来水俣病がチッソの工場排水に起因することが決定した場合においても新たな補償金の要求は一切行わないものとする。」などの内容を含む、いわゆる見舞金契約が締結されました。

このように、昭和34(1959)年12月までに、凝集沈殿処理装置の設置や漁業補償、見舞金契約により現地の水俣病に係る紛争が鎮静化したことから、水俣地域で発生した水俣病問題は曖昧なまま社会的に終息させられてしまいました。昭和40(1965)年に新潟水俣病が発生するまでの間、熊本大学による原因物質の解明等の研究は続けられましたが、行政による対策の進展はほとんど見られなくなっていました。



チッソ水俣工場 昭和34(1959)年撮影
水俣市立水俣病資料館提供

新潟水俣病の発生から政府統一見解へ

昭和40(1965)年5月31日、新潟大学の椿教授らは、新潟で有機水銀中毒と疑われる患者が発生したことを新潟県衛生部に報告しました。

新潟県は昭和40(1965)年6月、新潟県水銀中毒研究本部を設置するとともに、新潟大学等と協力して阿賀野川流域の住民に対して健康調査を実施しました。同年9月に原因究明のため厚生省に設置された新潟水銀中毒事件特別研究班は、農薬説を主張する昭和電工による反論はあったものの、昭和42(1967)年4月、疫学的調査結果等を踏まえ、原因は昭和電工の排水である旨の報告を厚生省に提出しました。

昭和43(1968)年9月26日、厚生省及び科学技術庁は、政府統一見解を発表し、熊本で発生した水俣病については、チッソ水俣工場の「アセトアルデヒド酢酸設備内で生成されたメチル水銀化合物」が原因であり、新潟水俣病については昭和電工の「アセトアルデヒド製造工程中に副生されたメチル水銀化合物」が中毒発生の基盤であると発表しました。

水俣病被害の拡大が問いかけるもの

水俣病の発生が確認され、初期段階での対策努力がなされたのは昭和30年代前半でした。行政は昭和34(1959)年11月頃には水俣病の原因物質である有機水銀化合物がチッソから排出されていたことを、断定はできないにしても、その可能性が高いことを認識できる状態にあったにもかかわらず、被害の拡大を防止する対策を講じることができませんでした。そのため、昭和35(1960)年から始まる高度経済成長の時期には、水俣病の被害が拡大しました。チッソはプラスチック等の可塑剤(かそざい)の原料であるアセトアルデヒドの生産量では国内トップであり、使用された水銀も大量でした。

チッソが、水俣病の原因となったアセトアルデヒドの製造を中止したのは、公式確認から12年を経た、昭和43(1968)年5月のことでした。この間に排出されたメチル水銀化合物を含む水銀の量は約80トンから約150トンにのぼったのではないかと推計があります。そのため、新しい被害者が生まれていきました。水俣病の拡大を防止できなかった背景には、チッソ水俣工場が雇用や税収などの面で地元経済に大きな影響を与えていたことのみならず、日本の高度経済成長への影響に対する懸念が働いていたと考えられます。

また、熊本、鹿児島にとどまらず、さらに後年、新潟で第二の水俣病が発生したことで、原因究明と初期対応の大切さが改めて問われることとなりました。

水俣病を発生させた企業に長期間にわたって適切な対応をなすことができず、被害の拡大を防止できなかったという経験は、時代的・社会的な制約を踏まえるにしてもなお、初期対応の重要性や、科学的不確実性のある問題に対して予防的な取組方法の考え方に基づく対策も含めどのように対応すべきかなど、現在に通じる課題を私たちに投げかけています。

【コラム①】 水俣病の損害額と対策費用

有害物質による環境汚染は、健康被害をはじめ、生活環境の破壊など重大な被害をもたらします。日本は、水俣病の事例から、経済性を優先し環境への配慮が欠けた活動が、健康被害をはじめとする種々の深刻な被害を与え、その後の被害の回復も容易でないことを教訓として得ましたが、経済的な観点から見ても、これらの被害への対策には多額の費用及び長期間を有し、未然に公害の発生防止対策を行った場合の費用と比較して、決して経済的な選択ではなかったことは明らかです。

リオサミット(環境と開発に関する国際連合会議)の直前である平成3(1991)年に行われた水俣湾周辺地域の水俣病の損害額と汚染防止対策費用を比較した研究結果を、以下に示します。仮に今日、新しく計算を行えば、被害額はもっと大きくなるでしょう。

水俣湾周辺地域の水俣病での損害額と汚染防止対策費用の比較

対策費用 (チッソにおける公害防止投資額の1年あたりの平均額)	年間1億2,300万円
被害額 (以下の合計)	年間126億3,100万円
健康被害 (補償協定に基づき、患者に支払われた補償給付額等の1年あたりの額)	年間76億7,100万円
環境汚染被害 (水俣湾浚渫事業の平均的な1年あたりの支出額)	年間42億7,100万円
漁業被害 (漁業補償を元利均等償還した場合の1年あたりの償還額)	年間6億8,900万円

出典：地球環境経済研究会編著：日本の公害経験、平成3(1991)年

水俣病被害者の救済

水俣病被害者救済の概要

原因企業によるメチル水銀の排出がもたらした被害としては、①個々人の健康被害、②魚介類を含めた環境汚染、③被害者への差別や住民間の軋轢による地域社会の疲弊等が挙げられます。

ここでは、個々人の健康被害に対する救済の経緯や理由、位置付けを説明します。

水俣病被害者救済は、救済策が積み重ねられてきた結果、現時点では、4通りの救済方式が併存しています。詳しくは後の頁で説明しますが、概観すると次のとおりです。第一は、法による認定を受けた方に対する補償協定による補償です。第二は、裁判による損害賠償です。第三は、平成7(1995)年の政治解決(詳しくは8～9頁参照)による補償です。そして、第四には、現在進行中ですが、平成16(2004)年の最高裁判決後に進められた医療費の助成策や、特に平成21(2009)年に制定された「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく平成22(2010)年の閣議決定による救済措置です(図3・図4)。

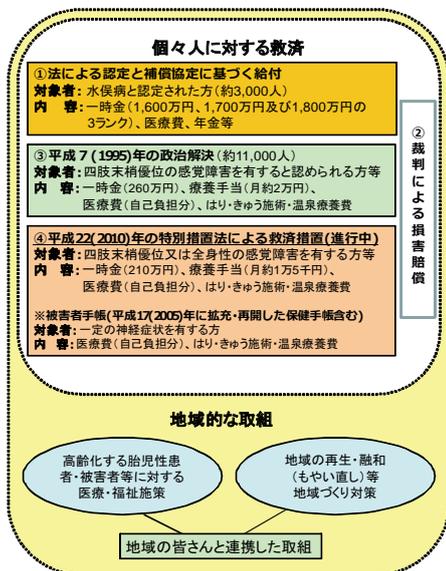


図3 水俣病被害者救済の概要

出典：環境省資料

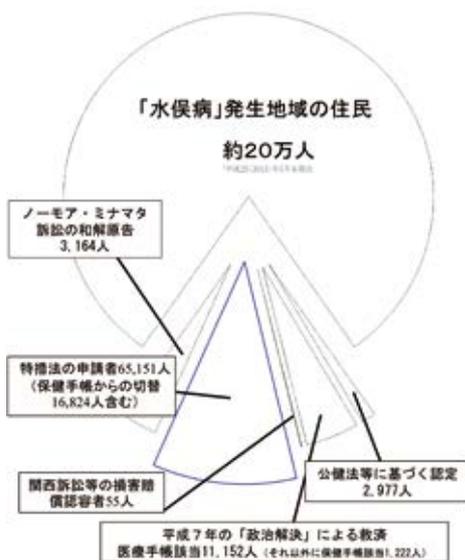


図4 「水俣病」問題の広がり

出典：環境省資料

法による認定制度と補償協定

ア. 救済法による水俣病患者の認定

水俣病被害者への救済については、昭和34(1959)年にチッソと水俣病患者家庭互助会の間で見舞金契約が締結され、一定の給付がなされることとなり、同時期に行われた排水処理装置の設置や漁業補償の取組と相まって、一時期、現地の水俣病に係る紛争は鎮静化したかに見えました。

しかし、昭和37(1962)年の胎児性水俣病患者の認定、昭和40(1965)年の新潟県での水俣病患者の発見、さらには昭和43(1968)年の水俣病に関する政府統一見解等を契機として、再度水俣病問題が社会の関心を集めることとなり、とりわけ、患者への補償問題が大きな社会問題となったことから、昭和44(1969)年12月、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」(昭和44(1969)年法律第90号。以下「救済法」という。)が施行され、健康被害の救済に係る当面の緊急措置が講じられることと

なりました。救済法は、大気汚染によるぜんそく等の公害疾患なども対象とするものですが、水俣病については、水俣病にかかっている方を関係県知事及び市長が認定して、医療費等の支給を行うもので、水俣病患者の認定は、医学者からなる認定審査会の意見を聴いて行われました。

イ. 補償協定による認定患者への補償

救済法の認定は、原因者の民事上の損害賠償責任の有無を確定するものではなかったため、原因企業に損害賠償を求める裁判が新潟(昭和 42(1967)年提訴、新潟水俣病第一次訴訟)と熊本(昭和 44(1969)年提訴、熊本水俣病第一次訴訟)で起こされ、昭和 46(1971)年の新潟水俣病第一次訴訟判決及び昭和 48(1973)年の熊本水俣病第一次訴訟判決で、水俣病患者に対する昭和電工及びチッソの損害賠償が確定しました。熊本水俣病第一次訴訟原告の水俣病患者は全員水俣病認定患者でしたが、判決を受けて、原告患者はチッソと自主交渉を行っていた認定患者団体と合流してチッソと補償交渉を行い、同年 7 月には、チッソと患者団体の間で補償協定が締結されました。補償協定では、水俣病認定患者に、慰謝料(1,600 万円、1,700 万円及び 1,800 万円の 3 ランクの一時金)、医療費、年金等が支払われること、協定締結以降の水俣病認定患者についても希望する方には適用すること等が定められました。新潟水俣病についても、同様の補償協定が締結されており、現在までに水俣病と認定された方は、補償協定に基づく補償を受けています。

(注) 平成 16 年の最高裁判決によってメチル水銀の被害が認められた方に対しては、原因者のチッソが判決に基づく賠償額を支払いました。この額が補償協定による賠償額を下回ったなどのため、一部の原告がチッソとの間で補償協定に基づく支払いを求める訴訟を起こしています。

ウ. 認定基準の明確化と認定業務の能力向上

補償協定締結後、法律に基づく水俣病の認定申請は急増しました。昭和 46(1971)年 7 月 1 日に発足した環境庁(現、環境省)は、水俣病の認定業務を適性かつ円滑に行うため、認定基準の明確化と認定業務の能力向上を図ることになりました。

まず、認定基準の明確化については、次のとおりです。救済法の認定は、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の認定について」(昭和 46(1971)年 8 月環境庁事務次官通知)に基づき、補償協定締結後も一貫して、医学的知見に照らして、対象者が水俣病である可能性がそうでない可能性と同等以上(水俣病である可能性が 50%以上)と判断される場合に認定するという考え方に基づいて行われました。

救済法の認定制度やそこにおける医学的判断は、昭和 49(1974)年 9 月に新たに施行された「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭和 48(1973)年法律第 111 号。以下「公健法」という。)によって引き継がれました。環境庁は、水俣病の認定申請者の症候につき水俣病の判断が困難である事例が増加してきたこともあって、昭和 52(1977)年 7 月に、従来から認定審査における医学的判断に用いられてきた症候の組合せ等を明確化した「後天性水俣病の判断条件について」(以下、「52 年判断条件」という。)を環境保健部長通知として示しました。

(注) この認定判断条件が「狭い」と批判する方々もいらっしゃいます。

次に、認定業務の能力向上については、急増した認定申請者に対応するため、昭和 54(1979)年 2 月には「水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法」(昭和 53(1978)年法律第 104 号)が施行され、国においても認定業務を行うこととなりました。

平成 25(2013)年 5 月末までの認定者数は、2,977 人(熊本県 1,784 人、鹿児島県 491 人、新潟県 702 人)で、このうち生存者は 646 人(熊本県 330 人、鹿児島県 130 人、新潟県 186 人)となっています。

一方、公健法に基づく認定申請を棄却された方がその棄却処分の取り消しを求めた訴訟 2 件について、平成 25 年 4 月 16 日に最高裁判決が下されました。このうち 1 件は、認定申請棄却を取り消して、認定を義務づけるもので、もう 1 件は、高裁に差し戻すというものでした(その後、2 件とも判決後に熊本県知事が認定)。この判決を受けて、環境省では、最高裁が認定の検討に当たって重要であると指摘した総合的な検討について、そのあり方の具体化の作業を進めているところです。

エ. チッソ支援策

法律に基づく認定申請者の増加により、認定申請を棄却される方も多数に上りましたが、認定患者も増加し、チッソの経営努力だけでは補償協定による補償の支払いが困難になってきました。そこで、キャッシュフローが滞り、患者への補償金支払いに支障が生じないようにするため、昭和 53(1978)年から、熊本県が県債を発行して調達した資金を、患者補償の資金としてチッソに貸し付けるといふ県債方式によるチッソ支援が行われてきました。同方式による県債の累計発行額は約 2,260 億円となっています。

このチッソに対する支援措置については、平成 12(2000)年 2 月の閣議了解「平成 12(2000)年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について」(以下、「平成 12(2000)年閣議了解」という。)により県債方式が廃止され、チッソが経常利益の中からまず患者補償金を支払い、その後可能な範囲内で県への貸付金返済を行いうるよう、国が一般会計からの補助金及び地方財政措置*により手当てするという方式に抜本的に改められました。同方式により手当てされた額の累計は、平成 24(2012)年度末までで、一般会計からの補助金約 654 億円、地方財政措置約 163 億円となっています。

(注) *地方財政措置：熊本県のチッソへの貸付金に対する「特別な県債」を発行することとし、その元利償還金については地方交付税措置を行っています。「特別な県債」については政府資金で引き受けています。

平成 7(1995)年の政治解決

ア. 政治解決の経緯

公健法の認定を求める方の申請や再申請が相当数継続していたことや、損害賠償を求める訴訟が多数提起されていたことなど、水俣病が大きな社会問題になっていたことに伴い、平成 3(1991)年 11 月の中央公害対策審議会答申「今後の水俣病対策のあり方について」において、水俣病発生地域ではさまざまな程度でメチル水銀のばく露があったと考えられること、水俣病患者を近くで見えてきたこと等を背景として、地域住民には水俣病と認定されるまでには至らなくとも自らの症状を水俣病ではないかと疑うなどの健康上の問題が生じていることから、行政施策が必要であることが示されました。

これを受け、水俣病にも見られる四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められる方に療養手帳を交付し、医療費の自己負担分、療養手当等を支給する医療事業(受付期間 平成 4(1992)年～平成 7(1995)年 3 月)及び地域住民の健康診査等を行う健康管理事業を内容とする水俣病総合対策事業が開始されました。

しかし、公健法の認定を棄却された方による訴訟の多発などの水俣病をめぐる紛争と混乱はなお続きました。そこで、事態の收拾を図り関係者の和解を進めるため、平成 7(1995)年 9 月当時の与

党三党(自由民主党、日本社会党、新党さきがけ)により、国や関係県の意見も踏まえ、最終的かつ全面的な解決に向けた解決策が取りまとめられました。同年12月までに、当時の被害者団体と企業(チッソ及び昭和電工)はこの解決策を受入れ、当事者間で解決のための合意が成立しました。

イ. 平成7(1995)年政治解決の概要

この解決策の概要は、①企業は、水俣病に見られる四肢末梢優位の感覚障害を有するなど一定の要件を満たす方に対して一時金(260万円)及び当時の被害者団体に対して加算金(チッソは5団体に対して計49億4千万円、昭和電工は1団体に対して4億4千万円)を支払うこと、②国及び県は遺憾の意など何らかの責任ある態度の表明を行い、①の方に医療手帳を交付し、医療費、療養手当等を支給すること、③救済を受ける方は訴訟等の紛争を終結させること、によって水俣病に関するさまざまな紛争について早期に最終的かつ全面的な解決を図ることでした。

上記①で示された救済を受けられる方の範囲は、上述の療養手帳の対象で既にあった方及び新たに医療手帳の対象者と判断された方となりましたが、これは解決策において、水俣病の診断はあくまで蓋然性の程度により判断するものであり、公健法の認定申請の棄却がメチル水銀の影響が全くと判断したことを意味するものではないことなどにかんがみれば、認定申請を棄却された人々が救済を求めるに至ることには無理からぬ理由があるとされたことに伴うものです。

なお、医療手帳の対象者とならなかった方であっても、一定の神経症状を有する方に対しては、国及び県は保健手帳を交付し上限を設けた医療費等を支給することになりました。

ウ. 平成7(1995)年政治解決の実施

また、関係当事者間の合意を踏まえ、平成7(1995)年12月に「水俣病対策について」が閣議了解され、国及び関係県はこれに基づき以下の施策を実施しました。

- ① 総合対策医療事業の申請受付を平成8(1996)年1月に再開し、同年7月まで受付を行い、11,152人を医療手帳該当者(一時金を受け取り、療養手当と医療費等の支給を受ける方)、1,222人を保健手帳該当者(医療費等の支給を受ける方)としました。
- ② チッソが支払う一時金及び加算金の資金を、熊本県が設立する基金から貸し付ける支援措置を講じました(熊本県の基金への出資金については、85%を国庫補助金、15%を県債発行により措置。国庫補助金分約270億円については、平成12(2000)年閣議了解においてチッソの返済を免除し、国への返還を不要とすることとなりました)。

閣議了解に基づく国及び関係県のこのような施策が実行に移されたことを受けて、11件の損害賠償請求訴訟のうち、関西訴訟を除いた10件については、平成8(1996)年5月に原告が訴えを取り下げました。

裁判による損害賠償

新潟水俣病第一次訴訟及び熊本水俣病第一次訴訟以降の損害賠償請求訴訟では、熊本水俣病第二次訴訟(昭和60(1985)年確定)及び平成7(1995)年の政治解決後唯一残った関西訴訟(平成16(2004)年確定)の判決が確定しています。これらの判決では、公健法による判断条件に照らすと水俣病患者と認定されていない方に対し、公健法の認定要件(52年判断条件)とは別個の判断に基づき、各々400万～1,000万円の損害賠償が認められています。

関西訴訟最高裁判決以降の対応について

平成 16(2004)年 10 月 15 日、水俣病関西訴訟最高裁判決が言い渡されました。判決では、公健法の判断条件とは別に判断を行い、「メチル水銀中毒症」として 51 人の方に損害賠償を認めました。また、水俣病の発生と拡大を防止しなかったことにつき、国と熊本県は、損害額の 4 分の 1 についてチッソと連帯して損害賠償の責任を負うとし、国及び熊本県の国家賠償責任を認めました。この最高裁判決の後、再び公健法に基づく認定申請者が増加し、これらの方に対する対策が、政治的課題となりました(図 5)。

最高裁判決当日には、環境大臣が談話を発表し、「被害の拡大を防止できなかったことについて真摯に反省し、(中略)多年にわたり筆舌に尽くしがたい苦悩を強いられてこられた多くの方々に対し、誠に申し訳ないという気持ちで一杯であります。」と表明しました。

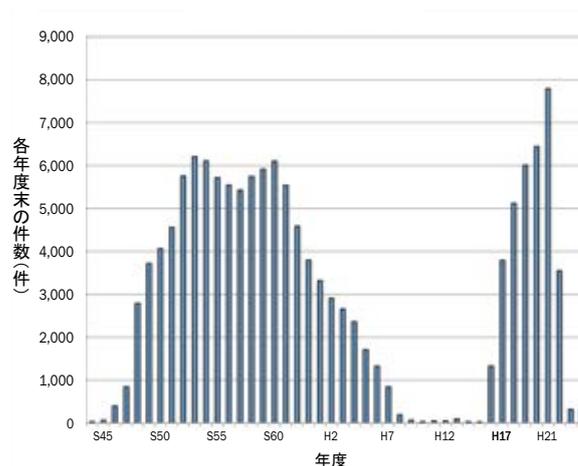


図 5 水俣病認定申請未処分件数

注：平成 24 (2012) 年度分は 7 月末時点の件数

出典：環境省資料

ア. 平成 17(2005)年 4 月「今後の水俣病対策について」

水俣病の公式確認から 50 年という節目の年となる平成 18(2006)年を迎えるに当たって、平成 17(2005)年 4 月 7 日には、平成 7 年の政治解決や関西訴訟最高裁判決も踏まえ、医療対策等の一層の充実や水俣病発生地域の再生・融和の促進等を行い、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、環境省は次の内容の「今後の水俣病対策について」を発表しました。

i) 総合対策医療事業の拡充・再開

関係県と協力して環境保健行政を推進するという観点から実施してきた総合対策医療事業について、高齢化の進展やこれまでに事業を実施する中で明らかになってきた課題等を踏まえ、拡充を図りました。特に保健手帳については、医療費の自己負担分を全額給付することとし、給付内容を拡充した保健手帳の交付申請の受付を平成 17(2005)年 10 月 13 日に再開しました(平成 22(2010)年 7 月末受付終了)。

総合対策医療事業の対象者(生存者)は、平成 22(2010)年 7 月末時点で医療手帳該当者 7,262 人、保健手帳該当者 28,856 人です。このうち、上述の交付申請の再開後保健手帳を新規に申請し交付された方は、平成 22(2010)年 7 月末時点で、28,369 人です。

ii) 新たな地域的取組

水俣病被害者やその家族の高齢化に対応するための保健福祉施策の充実や、胎児性患者をはじめとする水俣病被害者に対する社会活動支援等の新たな地域的な取組を平成 18 年度に開始しました。

イ. 平成 21(2009)年 7 月水俣病被害者救済特別措置法

平成 16(2004)年の最高裁判決後、平成 22(2010)年 7 月末時点で、8,282 人が公健法の認定申請を行

い、2,806人(その大部分は公健法の認定申請者)がチツソ、国及び熊本県を被告とした国家賠償等請求訴訟を提起する状況に至りました。

こうした新たな救済を求める方の増加を受け、水俣病被害者の新たな救済策の具体化に向けた検討が進められ、自民党、民主党、公明党の三党の合意により、平成21(2009)年7月に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成21(2009)年法律第81号。以下「水俣病被害者救済特措法」という。)」が成立し、公布・施行されました。

この法律は、公健法の判断条件を満たさないものの救済を必要とする方々を、法的措置を設けて、水俣病被害者として受け止め、その救済を図ることにより、地域における紛争を終結させ、水俣病問題の最終解決を図り、環境を守り、安心して暮らしていける社会を実現すべく制定されたものです。この法律では、救済及び水俣病問題の解決の原則を示し、救済措置の方針の制定、水俣病問題の解決に向けた取組(救済措置の実施、水俣病の認定等の申請に対する処分の促進、水俣病に係る紛争の解決など)の実施により救済を受けるべき方々をあたう限りすべて救済すること、こうした新しい救済を原因企業の費用負担の下で行うべく、公的支援を既に受けているような債務超過の原因企業の経営形態の見直し等を定めています。

ウ. 平成22(2010)年4月救済措置の方針閣議決定

水俣病被害者救済特措法の制定後、裁判で争っているいくつかの団体と和解協議を行い、平成22(2010)年3月に熊本地方裁判所から提示された所見を、原告及び被告の双方が受け入れ、和解の基本的合意が成立しました。(同様の基本的合意が、同年10月に新潟地方裁判所で、同年11月には大阪地方裁判所及び東京地方裁判所でも成立しました。)

同年4月には、水俣病被害者救済特措法の救済措置の方針を閣議決定しました。この方針は、水俣病被害者を迅速かつあたう限り救済するために、救済措置の対象となる方の要件、判定方法及び申請の受付期間を明確にするるとともに、①チツソ等は一時金(210万円)及び加算金(3団体に対して31億5,000万円)を支給すること、②国・県は①の方に療養費及び療養手当等を支給すること、③一時金等の支給の対象となる程度の感覚障害を有しないまでも、一定の感覚障害を有する方で、水俣病にも見られるしびれやふるえなどの症状のいずれかを有する方にも水俣病被害者手帳を交付し、療養費等を支給することを定めています。この救済の内容は、裁判で争っている団体との間で成立した基本的合意の内容とほぼ同じです。

また、この方針では、関係事業者、国及び熊本県は、直近の適切な機会において、水俣湾の周辺地域及び阿賀野川流域における、全ての水俣病被害者に対し、おわびの意を表すること、地域の振興、水俣病に関する調査研究、国際協力などを進めること等も明記しています(参考資料2参照)。同年5月1日には、水俣病犠牲者慰霊式に鳩山総理大臣(当時)が歴代総理大臣としては初めて出席し、祈りの言葉を捧げました(参考資料3参照)。同日に救済申請の受付が、同年10月には一時金の支給が開始されました。水俣病被害者救済特措法は、救済措置の開始後3年間を目途に救済措置の対象者を確定するよう求めています。このため、この救済措置を知らなかった、申請しにくかったといった方がないよう、2年3カ月にわたり最大限の周知広報の取組を行ったうえで、平成24年7月申請受付を終了し(3県合計で、一時金の給付申請が48,327人、保健手帳から被害者手帳への切替申請が16,824人)、対象者の判定の作業が進められています。

環境汚染への取組

ここでは、魚介類の汚染を含めた汚染された環境に対する取組について記述します。

汚染底質対策

チッソの水俣工場については昭和 43(1968)年 5 月にアセトアルデヒドの生産が停止され、昭和電工の鹿瀬工場については昭和 40(1965)年 5 月に新潟水俣病が公式に確認される以前の昭和 40(1965)年 1 月にアセトアルデヒド生産工程は既に閉鎖されていました。

その結果、漁獲規制の取組と相俟って、水俣湾周辺地域においては遅くとも昭和 44(1969)年、阿賀野川流域においては昭和 41(1966)年以降、水俣病が発生する可能性のあるレベルのメチル水銀のばく露が存在する状況ではなくなっていたと考えられます。

しかし、メチル水銀化合物の排出が停止した後も、関係水域の底質には水銀が残存し、水質や魚介類の汚染原因になりうることから、汚染された底質を除去する必要がありました。

このため、熊本県では、昭和 52(1977)年から平成 2(1990)年にかけて、事業者による公害を防止するために国や地方公共団体が実施する事業について、その費用の事業者負担に関するルールを定めた「公害防止事業費事業者負担法」(昭和 45(1970)年法律第 133 号)に基づき、チッソ、国及び熊本県の負担により、暫定除去基準値(水銀 25ppm)以上の水銀を含有する水俣湾の底質約 150 万立方メートルの浚渫(しゅんせつ)、埋立(封じ込め)及び 58ha の埋立地の造成が行われました。この事業の費用については、チッソが約 300 億円、国及び熊本県がそれぞれ約 90 億円を負担しました。また、丸島漁港や丸島・百間(ひゃっけん)水路についても浚渫等が行われました。



水俣湾埋立地

水俣市立水俣病資料館提供

新潟県では、昭和 51(1976)年に、工場排水口周辺の除去基準値以上の水銀を含有する底質の浚渫が、昭和電工の負担により行われました。

魚介類対策

ア. 仕切網の設置

昭和 49(1974)年、熊本県は水俣湾口を仕切って水俣湾内に汚染魚を封じ込める仕切網を設置しました(図 6)。その後、環境の改善に伴い、平成 9(1997)年には、3 年連続して 7 魚種で暫定的規制値(魚介類に含まれる総水銀の平均が 0.4ppm かつメチル水銀の平均が 0.3ppm)を下回ったことが確認されたため、熊本県知事による水俣湾に係る安全宣言が出され、仕切網が撤去されました。

イ. 漁獲規制等

水俣湾周辺地域では、魚介類の摂食が水俣病の原因であるらしいということが昭和 31(1956)年頃から分かり始めました。このため、熊本県は水俣湾産魚介類の摂食自粛指導を行うとともに、水俣市漁協に対して水俣湾内での漁獲の自粛を指導しました。このような漁獲の自粛(自主規制)や漁業補償協定に基づく操業の禁止、捕獲した魚介類の買取りの取組は、途中中断があったものの水俣湾の仕切網が完全に撤去された平成 9(1997)年 10 月まで順次行われました。また、チッソ等により断続的に漁業補償が行われました。

阿賀野川では、新潟県により関係漁業協同組合に対する魚介類の採捕規制や、住民への食用抑制の指導等が行われました。また、昭和電工等により漁業補償が行われました。



図6 仕切網の設置図

(昭和 52(1977)年 10 月 1 日現在)

出典：環境省資料

汚染状況の推移

水俣湾及び阿賀野川においては、水質、底質及び魚類の定期監視が継続的に行われており、良好な環境が維持されていることが確認されています。

最新のデータを見ると、平成 23(2011)年度に熊本県が行った水俣湾における水銀に係る調査の結果では、水質に関しては環境基準値(総水銀は 0.0005mg/l 以下、アルキル水銀は検出されないこと。)を達成し、底質に関しては暫定除去基準値を、魚介類に関しては暫定的規制値を下回っていました。また、新潟県が行った阿賀野川における水銀に係る調査の結果でも、水質の環境基準を達成し、底質の暫定除去基準及び魚類の暫定的規制値も下回っていました。

また、かつてアセトアルデヒド排水を排出し、現在大半が陸地となっている、いわゆる「八幡プール」についても、その周辺海域や地下水などに関し熊本県が行っている水銀に係る水質調査の結果では、環境基準値を達成しています。

今後とも水質、底質及び魚介類の定期監視を継続し、特に水俣湾においては、埋立地の点検など、安全管理を行うことが重要です。



蘇った水俣湾

平成 20(2008)年撮影 森下誠

地域再生・教訓の継承に向けて

今日の水俣地域は、汚染地域を埋立て、魚介類も安全性が確認されており、昔の風光明媚な光景を取り戻しています。水俣病という大きな負の遺産を抱えた水俣地域は、これをプラスの遺産に転換するべく、新たなまちづくりに取り組んでいます。

ここでは、高齢化が進む水俣病被害者・家族・地域住民が安心して暮らしていけるよう地域の保健・福祉レベルの向上を図る取組、企業城下町である小さな町に加害者と被害者がともに暮らしていたこと等から生じた水俣病被害者への差別や地域コミュニティの崩壊等を克服する地域再生などの取組について記述します。

環境創造みなまた推進事業

原因企業が地域経済を支えるチッソであり、加害者と被害者が同じ地域に存在する中で、地域全体としても、水俣病問題に正面から向き合いにくい状況でした。そのため、行政、患者、市民の心はバラバラになり、地域社会全体が病み、苦しみました。また、全国的にも「敬遠される地域」としてのイメージが形成されたことにより、水俣市民が水俣出身と自信をもって言えない、修学旅行にいった高校生が差別扱いをされた、水俣の表示がある産品が売れないといった状況があり、いわゆる風評被害も生じました。

このような状況下で、地域の絆の再生を目指し、平成2(1990)年から平成10(1998)年の間に「環境創造みなまた推進事業」が熊本県と水俣市の共同で進められました。この事業が始まった直後は、水俣病問題について向き合うことに躊躇する雰囲気が強くありましたが、年を重ねるにつれ水俣再生へ向けた市民の意識づくりが行われ、次第に市民主導の取組へと変化していきました。患者・市民・行政・チッソが水俣病の問題に正面から向き合い、正しい理解と市民相互の理解促進のために協働してさまざまな催しを行い、地域社会の絆を取り戻すべく「もやい直し」の取組が推進されていきました。「もやい直し」の「もやい」とは、船と船をつなぎとめるもやい綱や農村での共同作業である催合(もやい)のことで、それをモチーフに水俣病と正面から向き合い、対話し協働する地域再生の取組を「もやい直し」といいます。

この「環境創造みなまた推進事業」の過程において、水俣市議会は平成4(1992)年6月「環境、健康、福祉を大切にすまちづくり」を宣言し、また、同年11月には、水俣市が全国に先駆けて「環境モデル都市づくり」を宣言しました。

平成7(1995)年の政治解決

「もやい直し」の成果として、平成4(1992)年から毎年5月1日に水俣病犠牲者慰霊式が行われるようになりました。また、水俣病関係団体では、独自に、写真・パネル等の展示や環境学習の案内等を行ってきました。

このような実績を基礎として、平成7(1995)年の政治解決により、次の地域の再生・振興事業が実施されています。

- ①国・熊本県・水俣市及び芦北町において、地域住民のきずなの修復等を図り、交流や福祉サービスの拠点となる「もやい直しセンター」を計3か所建設しました。
- ②水俣病の経験と教訓を諸外国に伝えるため、平成8(1996)年～平成14(2002)年までは開発途上国

に水俣病の語り部を派遣する事業を、平成 15(2003)年以降は日本国内において教職員や学生等を対象とした普及啓発セミナー及び開発途上国等の行政担当者招聘研修を実施しています。

- ③昭和 53(1978)年 10 月、水俣病の医学的研究を行うため水俣市に設置された国立水俣病研究センターに、国際・総合研究部を新設し、国立水俣病総合研究センターへ改組しました。このセンターでは、社会科学的・自然科学的な調査・研究、水俣病に関する資料の収集・整理・提供を行うとともに、水銀汚染問題がある国への研究者の現地派遣、外国人研究者招聘による共同研究、国際シンポジウムを行うなど、国際的な調査研究体制を一層強化しました。

平成 17(2005)年 4 月「今後の水俣病対策について」及び平成 22(2010)年 4 月閣議決定

平成 7(1995)年の政治解決の閣議了解や総理大臣談話に加え、平成 17(2005)年に発表した「今後の水俣病対策について」及び平成 22(2010)年の閣議決定では、紛争の解決のみならず、地域の再生・振興、水俣病の経験の発信と国際協力などを行うこととしています。平成 17(2005)年 5 月に設置された「水俣病問題に係る懇談会」では、水俣病問題を検証し、その教訓を元にした今後の取り組むべき課題等について提言がなされました。平成 18(2006)年 9 月には、環境省に水俣病発生地域環境福祉推進室を設置し、地域の医療・福祉と「もやい直し」が促進されるよう、地元のニーズを聞きながら、地方公共団体及び団体等と協力して、次のような取組を開始しました。

ア. 医療・福祉対策の充実

高齢化が進む水俣病被害者や家族、地域住民が安心して暮らせるよう、次のような取組を行っています。

- ①小規模多機能ケア施設「社会福祉法人さかえの杜ほっとはうす」の整備・運営、「NPO 法人水俣病協働センター」等が実施する在宅支援訪問・生きがいづくり・外出支援サービス、水俣病認定患者が入所する「水俣市立明水園」に胎児性患者等が家族で過ごせる施設の整備を行うなど、胎児性水俣病患者等の社会活動を支援する事業
- ②熊本県天草市御所浦や津奈木町、鹿児島県長島町獅子島といった離島等僻地において、メチル水銀の暴露を原因として起こる神経症状の緩和や運動障害の改善・維持につながるリハビリテーション等を行うモデル事業
- ③関係 3 県(熊本県・鹿児島県・新潟県)への水俣病相談窓口の設置、熊本県内の行政機関と水俣病被害者支援施設等のネットワークづくり、水俣市のもやい音楽祭、芦北町のうたせ船で水俣病を学ぶ講座、新潟県市による被害者向けケアブックの作成やセミナーの開催など、水俣病被害者等の福祉対策を推進する事業
- ④水俣市が実施する認定患者を含む水俣病発生地域の高齢者等の日常生活を支援する事業
- ⑤熊本県天草市や水俣市による、水俣病被害者等を地域住民が支える活動や交流を推進するための拠点整備事業
- ⑥国立水俣病総合研究センターによる、リハビリテーションの提供、関係市町での介護予防をモデル的に実施する事業、脳磁計(MEG)等を用いた水俣病の解明に役立つ研究の実施



①水俣病慰霊の碑 国立水俣病研究所提供
公式確認 50 年の都市に建立。水俣病慰霊の碑には「不知火の海に在るすべての御霊よ 二度とこの悲劇は繰り返しません 安らかに眠りください」と刻まれている。



②新潟水俣地域間交流事業の様子
新潟県提供



③みなまた環境大学(入門編)における環境マイスター(竹細工：井上克彦さん)見学

水俣市提供



④環境学習「水俣病の歴史と経験から社会を考える」班別協議の様子
水俣市提供



⑤フィールドミュージアム「働く田助手」にて

水俣市提供

イ. 地域の再生・融和(もやい直し)の促進

公式確認 50 年という節目の年であった平成 18(2006)年には、国・地方公共団体・水俣病関係団体・住民等が一体となって実行委員会を組織し、水俣病問題の検証や、水俣病犠牲者慰霊式・教訓を後世に伝えるためのシンポジウム・水俣病写真パネル展の開催、50 年誌制作等を行いました。

平成 18(2006)年以降は、次のような取組を通して、地域のもやい直しを進めています。

- ①水俣市の水俣病犠牲者慰霊式や火のまつり等水俣病の犠牲者を慰霊する事業
- ②新潟県が実施する新潟・水俣両地域の子ども達や水俣病被害者の交流事業
- ③熊本及び新潟の県市、地元団体が実施する環境学習のプログラム作成や環境学習の実践、みなまた環境大学短期セミナー等水俣病問題の伝承や環境保全活動に取り組む人材育成を行うための講座の開催、水俣病資料館の施設整備等環境学習を推進する事業
- ④次代を担う水俣病発生地域の子ども達が、水俣病の実情や経験を踏まえた環境保全活動等の学習を行い、国内外に語り継ぐ事業
- ⑤熊本県及び新潟県の水俣病発生地域全体を環境フィールドミュージアム化して環境に関する先進的な取組等を行い国内外に発信する事業

【コラム②】 外部委員会の取組

ア. 水俣病に関する社会科学的研究会

水俣病に関する社会科学的研究会(以下「研究会」という。)は、平成7(1995)年の政治解決で閣議決定された「水俣病問題の解決に当たっての内閣総理大臣談話」の趣旨に基づき、平成9(1997)年7月、国立水俣病総合研究センターの研究プロジェクトとして設置されました。研究会は、水俣病の発生から、昭和43(1968)年9月の政府統一見解に至る期間について、水俣病の悲劇、特に被害が拡大してしまった経緯について、行政機関、企業、研究機関、被害者等の各主体の対応を中心に、社会科学的観点から整理・考察し、日本のみならず諸外国の政府の政策決定や企業の環境汚染対策に活かせるような教訓を導くことを目的に、計11回にわたり議論が尽くされました。

報告書では、被害が拡大してしまった上記期間の事実経過が詳細に記されるとともに、①健康被害の未然防止及び早期発見の仕組み、②原因不明の疾病発生時の初期対応、③原因究明における研究者・企業・国県等の関わり、④原因企業や国県の対応策、⑤政治・行政・科学者・マスコミ・患者・地域住民の役割と対応等20項目についての経緯・考察・教訓と、水俣病事件の総括的教訓がまとめられています。

イ. 水俣病問題に係る懇談会

水俣病問題に係る懇談会(以下「懇談会」という。)は、水俣病公式確認から50年を迎えるに当たり、その前年である平成17(2005)年5月、環境大臣の私的懇談会として設けられました。懇談会は、水俣病問題の社会的・歴史的意味を包括的に検証し、その教訓をもとに、今後取り組むべき行政や関係方面の課題を提言するために、計13回にわたり論議が重ねられました。

平成18(2006)年9月になされた提言の主な内容は、①国民のいのちを守る視点を優先事項とするよう行政官に義務づける新たな「行政倫理」を作り、「乾いた3人称の視点」ではなく、「潤いのある2.5人称の視点」をもち粘り強く取り組むこと、②新たな認定申請者や潜在する被害者に対する新たな救済・補償の恒久的な枠組みを早急に打ち出すこと、③水俣地域を「福祉先進モデル地域(仮称)」に指定し、水俣病被害者が高齢化しても安心して暮らせる策を積極的に推進すること、特に胎児性水俣病患者に配慮すること、④水俣地域の人々の「もやい直し」の活動を積極的に支援すること、⑤水俣地域を「環境モデル都市(仮称)」に指定し、地域の環境、経済社会、文化にわたる再生計画を積極的に支援することです。

【コラム③】 語り部制度

悲惨な公害を二度と繰り返してはならないという願いから、水俣病の経験や教訓を後世に伝えるため、平成5(1993)年1月には「水俣市立水俣病資料館」が、平成13(2001)年8月には「新潟県立環境と人間のふれあい館－新潟水俣病資料館－」が開館しました。平成25(2013)年3月末までに、水俣には約81万人、新潟には約43万人の方が訪れています。両資料館では、水俣病患者の方から直接その体験を聴講できる語り部制度を設け、水俣病の経験と教訓を次世代に伝えています。

・水俣市立水俣病資料館語り部の会会長 緒方正実さんから

「水俣病は、国が経済を優先した結果起こった、世界に類を見ない公害であり、これは一企業の責任にとどまらず、戦後復興に向けて日本が行った政策の重大な過ちでもあります。二度と水俣病のような悲惨な公害が発生しないよう水俣で起こったことを世界中に伝えて行かなければならないと思い、現在水俣病資料館で語り部を行っています。

私たちの先祖がこれまで慈しみ大切にしていた自然環境を破壊してしまったことにお詫びし、水俣病の被害による苦しみや悲しみの中命を奪われた方々など、全ての生命に祈りを捧げるとともに、次の世代へ命の尊さを語り継いでいきたいと思ひます。」



語り部の活動の様子

水俣市立水俣病資料館提供

・新潟県立環境と人間のふれあい館語り部 小武節子さんから

「後世の人たちが同じ経験を二度と繰り返さないためにも、生きるためになくってはならない水や身近にある自然を大切にす気持ちをもみんなで持っていかなければいけないと思ひます。世の中が便利になればなるほど、公害は切り離せない問題だと思ひます。そのためにも、一人でも多くの人、特に、今の若い世代の人に私たち被害者の経験を知ってもらひ、自然などの環境を守っていくことがこれから重要になることをわかっていただければ幸ひに思ひます。」

【コラム④】 環境問題に対する水俣市の取組

水俣市は、水俣病という世界でも類例のない悲惨な公害を二度と繰り返さないために、その経験と教訓を生かし、環境汚染という負の遺産をプラスの資産に価値転換するために、平成4(1992)年に「環境モデル都市づくり宣言」を行い、様々な環境に関する取組を行ってきました。

平成6(1994)年からは、家庭から排出されるごみを市民自らが20種類(現在23種類)に細分化する徹底した分別収集によるリユース・リサイクル・減量化の推進や、水俣市独自のISO制度(家庭版・学校版等)の創設・実施、エコタウン事業や水俣環境共生推進事業の展開など、環境に配慮したまちづくりを積極的に進めています。

平成20(2008)年には国が日本全国で13の都市を「環境モデル都市」に選び、水俣市はその一つとなりました。低炭素社会の実現に向けた取組について評価・認定を受けたことを踏まえ、水俣市が翌年作成した第5次総合計画では、市の将来の都市像を「人が行きかぬくもりと活力ある環境モデル都市」とし、市民と行政が互いの立場を乗り越えともに「考動」する「もやいの心」を持ち、地域資源をいかした地域づくりを進め、持続的・経済的に発展向上していくまちを目指しています。

具体的には、ゼロ・ウェイスト(ごみゼロ)のまちづくり、新たな再生可能エネルギーの活性化による低炭素社会の実現、安心安全な地産地消の農林水産物の開発・販売の推進、心豊かな人材の育成を目指した環境教育の充実、市民協働の意識改革や「考動」の充実等です。

これらの取組により、環境首都コンテスト全国ネットワーク(NPO法人環境市民など11団体)が持続可能な地域社会づくりを日本で率先的に進めることを目的として10年間にわたり行った「環境首都コンテスト」の結果、2011年3月、水俣市はわが国唯一の「環境首都」の称号を獲得することとなりました。



住民参加によるゴミの分別収集

水俣市提供

【コラム⑤】 環境と経済の一体化を目指した水俣市の取組

水俣市は、環境問題に対する取組で国内外から高い評価を得る一方で、その取組が市民生活の基盤となる産業振興や雇用確保に広く繋がるまでには至っておらず、加えて、年々進む人口減少や少子高齢化などにより、地域活力の衰退は極めて深刻なものとなっていきました。

そのため、水俣市では、平成 22(2010)年に「みなまた環境まちづくり研究会」(座長:大西隆東大院教授)を立ち上げ、「環境モデル都市」の取組をさらに発展させ、地域活性化等に結びつけるための検討を始めました。

平成 23 年度からは、平成 21(2009)年に立ち上げられた市民が主体の円卓会議を発展させ、専門家の知見を活用しながらゼロ・ウェイスト、エネルギーと産業、環境学習・環境大学、観光・交通といったテーマで議論が交わされました。その結果、平成 24(2012)年に環境と経済の一体化を目指した新たな戦略が策定され、様々な事業が展開されつつあります。

例えば、再生可能エネルギー 100%地域を目指し、木質バイオマス発電所やメガソーラーの設置などが検討されています。

また、水俣市では、平成 25(2013)年に、環境をテコに投資活動を活発化させるため、市内の中小企業の低炭素化投資に係る融資に対して日本で最高水準の優遇制度を設けました。

観光面では、低炭素型の観光を通じて地域を活性化させるため、再生した不知火海沿岸を縦断する観光列車を導入し、好評を博しています。



不知火海を背に走る観光列車

肥薩おれんじ鉄道株式会社提供

水俣市には、その経験と再生、さらには現在進行している新しいまちづくりを研究するため、多くの研究者、行政官等が、日本国内のみならず世界中から訪れています。いわば、水俣市は「国際公共財」とも言えますが、世界の再生・復興モデルの知の拠点としての環境大学院構想が市民の間で検討されています。その第一歩として、平成 24(2012)年から 25(2013)年にかけて、水俣市にある環境省国立水俣病総合研究センターと慶應義塾大学、熊本県立大学との連携協定が結ばれました。

環境と経済の一体化を目指した水俣市の取組が、新たな経験として世界に発信されるよう、水俣市民の努力は続きます。

さらなる取組に向けて

国は、これまで関係地方公共団体や関係団体とも協力しながら、健康被害の救済や地域の再生、情報の発信のための取組を試行錯誤しながら進めてきましたが、公式確認から50年を経てもなお、多数の方が公健法の認定を申請し、また、損害賠償請求訴訟が提起されるなど多くの課題が残されていました。

これらの状況もあり、公式確認から50年を迎えた平成18(2006)年には、第164回通常国会の衆参両院において、「水俣病公式確認50年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議」がなされ、①被害者の方々等の長きにわたる苦しみをお見舞いし、②水俣病の被害の拡大を防止できなかったこととお詫びし、③水俣病の経験を内外に広く伝え続けるとともに、水俣病の教訓をいかし、環境を守り安心して暮らしていける社会を実現すべく政府を挙げて取り組んでいくことを決意することを内容とする「水俣病公式確認50年に当たっての内閣総理大臣の談話」が発表されました。

また、平成21(2009)年7月に水俣病被害者救済特措法が制定され、平成22(2010)年4月には救済措置の方針が閣議決定されました。同年5月1日、歴代総理大臣として初めて出席した鳩山総理(当時)は「祈りの言葉」の中で、①かけがえのない命を失われた方々に対し哀悼の意を表し、②公害防止の責任を十分果たせず、水俣病の被害の拡大を防止できなかった責任を認めお詫びし、③救済措置の方針により、同日、申請受付を開始し、被害者を迅速かつあたらしく限り全て救済する、④胎児性患者を始めとする方々の医療・福祉や、地域の絆の修復・もやい直しを進めるとともに、環境対策の取組で地域が発展し成長するモデルを作り出すこと、水俣病の教訓を世界に発信していくこと、いのちを守り公害のない持続可能な社会の実現に向けて全力で取り組んでいくこと等が述べられました(参考資料3参照)。これらにより、訴訟も和解の道を歩み始めるなど、ようやく解決の道筋が少しずつ見えてきました。

そのような状況の中、環境省では、水俣・芦北地域を対象に「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」を支援するため、平成24(2012)年度に、新たな補助事業である「環境首都水俣創造事業」を創設し、環境価値を向上させることによる地域活性化策や低炭素型観光の推進等の事業を支援し始めました。

また、同年8月3日に「水俣病問題の解決に向けた今後の対策について」を発表し、医療・福祉、再生・融和(もやい直し)・振興に関し、実施すべき具体的な取組を掲げました。

50年以上にわたる水俣病の歴史と対策の積み重ねの上に、今日の水俣病対策があります。これまでの国会決議や総理大臣の談話、水俣病被害者救済特措法を踏まえ、水俣病被害者を含む地域の人々すべてが安心して暮らしていけるようにするため、水俣病被害者等の高齢化に対応した医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全や地域のもやい直しの観点から、何が必要で有効かを模索しながら、施策の推進に努めていくことが大切です。また、水俣病のような問題を二度と起こさないためにも、水俣病の経験及び教訓を、引き続き国内外に発信し続けていきます。さらに、環境都市に生まれ変わった水俣市の現在の姿を、日本や世界の人々に知らせ、実際に見ていただくことも大切なことだと考えています。